

(表面)

嘉手納町人材育成会

無利子

# 奨学金「春季・学資」貸費生募集

○申込期間：

令和5年3月7日(火)～4月7日(金)

(土日祝日を除く)

9時～17時 (12時～13時を除く)

- 対象者：
- (1) 令和5年4月より大学、短期大学、大学院、専修学校、その他理事会が認める教育機関(国外を含む)に入学する者又は入学予定者
  - (2) 国内の大学生、短期大学生、大学院生
  - (3) 国内の専修学校生
  - (4) 国内の高校生
  - (5) その他理事会が認める教育機関(国外を含む)に在学する者



○提出書類： 【申込者自身が記入する書類】



- (1) 令和5年度嘉手納町人材育成会学資借入申請書(指定様式)

【4月以降在学する学校から取得する書類】

- (2) 在学証明書(令和5年4月1日以降発行のもの)  
又は、新規入学者は合格通知書又は合格内容が確認できるものの写し

【在学中(または在学していた)学校から取得する書類】

- (3) 成績証明書(申請時直近の成績証明) ※開封厳禁(学校長印の押印があるもの)

【嘉手納町役場で取得する書類】

- (4) 住民票謄本(本籍、続柄表示のあるもの：申請者及び家族) ※マイナンバー省略
- (5) 令和4年度町民税・県民税(課税・所得)証明書(世帯用：申請者及び家族分)
- (6) 滞納なし証明書(申請者及び保護者分) ※学生は提出不要

**※申請には連帯保証人が2人必要です※**

貸費生が理由なく償還義務を怠った場合、連帯保証人はその義務を負います。

- (1) 貸費生の保護者 ※原則として町内在住
- (2) 貸費生の保護者以外で、独立の生計を営み、償還能力のある者

○提出先：  嘉手納町人材育成会

(嘉手納町役場3階 嘉手納町教育委員会 社会教育課内)

TEL: 956-1111 (内線263・267)

※申込書等は、社会教育課(嘉手納町役場3階)または嘉手納町役場のHPから入手できます

(裏面)

○貸与人数： 20人程度

|        |                    |                                   |
|--------|--------------------|-----------------------------------|
| ○貸与金額： | (1) 大学生、短期大学生、大学院生 | 【県外】年額 500,000 円 (50,000 円×10 か月) |
|        |                    | 【県内】年額 300,000 円 (30,000 円×10 か月) |
|        | (2) 専修学校生          | 【県外】年額 550,000 円 (50,000 円×11 か月) |
|        |                    | 【県内】年額 330,000 円 (30,000 円×11 か月) |
|        | (3) 高校生            | 【県外】年額 220,000 円 (20,000 円×11 か月) |
|        |                    | 【県内】年額 165,000 円 (15,000 円×11 か月) |
|        | (4) その他理事会が認める教育機関 | (月額 50,000 円を超えない範囲)              |

※長期休暇期間を除いた就学月数の貸与となります。

- 貸与条件：
- (1) 日本国籍を有し、本町に1年以上住民登録をする者、又は本町に1年以上引き続き住所を有する町民と生計を一にし、やむを得ず一時的に住所を異動している者
  - (2) 学業成績及び操行が優れ、家計上学資の支出が困難な者
  - (3) 学校教育法に定める大学(大学院及び短期大学を含む)、高等学校、高等専門学校、又は専修学校に入学予定又は在学する者(通信教育課程に入学予定又は在籍する者は除く。)
  - (4) (3) 以外の者で、嘉手納町人材育成会理事会が認める国内外の教育機関に入学予定又は在学する者
  - (5) **貸与金を全額返済可能な者**

○貸与期間： 貸与が決定した当該学校の最短就業年限

○選考方法： 人材育成会理事会にて、成績、世帯の課税状況(家庭の経済事情)等をもとに決定  
選考結果は、5月中旬までに文書にて通知

○貸与方法： 承認後、年4回に分けて、貸費生が指定する口座に振り込む

| 振込回  | 第1回  | 第2回   | 第3回    | 第4回   |
|------|------|-------|--------|-------|
| 振込時期 | 6月9日 | 7月10日 | 10月10日 | 1月10日 |

○償還： 当該学校を卒業後、翌年の4月から貸与月額の3分の2の金額を、貸与総額に達するまで毎月償還。(千円未満は繰上。)

**貸与金は、無利子です!**

※学業成績や世帯の所得状況等によっては、貸与対象外となる場合もございます。



嘉手納町人材育成会

(嘉手納町役場3階 嘉手納町教育委員会 社会教育課内)

TEL: 956-1111 (内線 263・267)